



災害廃棄物処理業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）との間に、東日本大震災により特に処理することが必要となった岩手県大槌町に係る一般廃棄物（本契約において、「災害廃棄物」という。）の処理業務に関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約並びに甲、乙及び岩手県の三者の間で締結された災害廃棄物処理業務に係る覚書に基づき災害廃棄物を適正に処理するものとする。

甲は、別紙災害廃棄物処理業務委託要領に定める業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（甲の責務）

第2条 甲は、岩手県により災害廃棄物が積み込まれた密閉型コンテナ（以下「コンテナ」という。）を静岡貨物駅から乙の中間処理施設まで運搬するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、前条の規定により搬入された災害廃棄物を自己の施設で焼却及び溶融し、その焼却飛灰又は溶融飛灰を自己の施設に埋め立てなければならない。

2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令を遵守し適正に処理しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。

（災害廃棄物の種類及び数量）

第5条 甲が乙に処理業務を委託する災害廃棄物は、角材・柱材等の木材を破碎しチップ状にしたもので、その数量は約30トンとする。

（委託期間）

第6条 本委託業務に係る委託期間は、平成24年6月6日から平成24年9月30日までとする。

（委託料）

第7条 甲は、乙に対し本委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として、金2,280,810円を支払うものとする。（経費内訳は別紙）

（完了届及び検査）

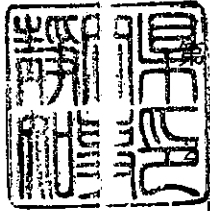
第8条 乙は、受託した業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（別記様式）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、甲は当該検査の結果を書面により速やかに乙に通知するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第9条 乙は、前条第2項の規定による通知を受領した後、甲に対し書面により委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に乙に委託料を



支払わなければならない。

(損害発生による必要経費)

第10条 乙は、甲から受託した災害廃棄物の処理業務について、業務の履行に関し発生した損害のために生じた経費を負担する。ただし、これらの損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る事項(相手方の業務に係る情報で相手方において第三者に公開しておらず、公開する予定のないものをいう。)を第三者に対し、相手方の承諾を得ることなく開示又は提供してはならない。

(契約の変更)

第12条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由によりこの契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反すると認めるとき又は両者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この契約に基づき甲から引渡しを受けた災害廃棄物の処理業務を乙が完了していないときは、当該災害廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、これを解除することはできないものとする。

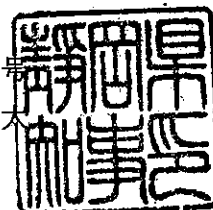
(協議)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年6月6日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太



乙 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺信宏



委託業務完了報告書

- 1 業務名 災害廃棄物処理業務
- 2 委託金額 金 円
- 3 契約年月日 平成 年 月 日
- 4 委託期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで
- 5 完了年月日 平成 年 月 日

上記のとおり完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

委託者 静岡県知事 川 勝 平 太 様

住 所
受託者
氏 名

印

災害廃棄物処理業務委託要領

静岡県を委託者とし、静岡市を受託者として、平成24年6月6日付けで締結した災害廃棄物処理業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 契約書第1条第2項の委託事務の内容

- 1 災害廃棄物を処理すること。
ただし、実際の処理に即するよう、災害廃棄物と一般ごみを混合し、焼却し、熔融すること。
- 2 別紙に定める測定を行うこと。

第2 契約書第2条の乙の中間処理施設

焼却及び熔融

静岡県静岡市葵区南沼上 1224 番地

静岡市ごみ処理施設「静岡市沼上清掃工場」

第3 契約書第3条第1項の埋立場所

静岡県静岡市葵区北沼上 387 番地の1

静岡市一般廃棄物最終処分場「静岡市沼上最終処分場」

第4 契約書第8条第1項の委託業務完了報告書に添付すべき書類等

- 1 委託事務を適正に実施したことを証する書類、写真等
- 2 当要領に記した各種測定の結果

(別紙)

項目	数量	単価	金額 (税込)
処理費	30t	22,827 円	684,810 円
測定費			
ダイオキシン類	2 検体		1,596,000 円
ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物 (排ガス基準項目)	2 検体		
アスベスト類	2 検体		
無害化処理灰溶出試験 重金属+PCB	2 検体		
計			2,280,810 円

